

れがある。IT知識に乏しい中小企業の経営者が犯罪被害に遭わないよう、常日頃から警察組織と情報共有を行う。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 1, 098人(令和3年4月)

業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
建設業	288	町内に広く分散している
製造業	134	町内に広く分散している
卸売業	26	町内中心部に多い
小売業	236	町内中心部に多い
飲食店・宿泊業	72	町内中心部に多い
サービス業	263	町内に広く分散している
その他	79	町内に広く分散している
合計	1, 098	

町内の商工業者数は、上表の通り「建設業」「サービス業」「小売業」の順で多く、上野・青木地区にかけて入善機械工業センターはあるが、事業者は町内に広く分散している。また、当商工会会員事業所の地域割合をみると、10地区のうち入善地区が32.1%を占め一番多く、飯野地区17.7%、上原地区12.7%と続いている。また、洪水や津波災害については黒部川河口の飯野地区が危険地域としての割合が高いことがいえる。

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・総合防災訓練を2年に1回開催。それに併せて、全地区を対象とした避難訓練を実施。
- ・避難所での感染症対策を踏まえた「避難所運営マニュアル」を作成。
- ・避難所での感染防止対策として、段ボールパーテーション・段ボールベッド・多目的テントなどの資機材や、アルコール消毒液・防護服などの衛生用品を各主要避難所20箇所に整備。
- ・災害発生時に町民の半数が避難した場合を想定し、非常食・飲料水などの備蓄品を整備。
- ・出前講座での防災啓発や町内小学校での防災教育を実施。
- ・大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進し、町民等の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる強靱な地域づくりを推進する町の指針として、令和3年度から5年間を計画期間とする国土強靱化地域計画を策定。
- ・大規模災害を想定した富山県総合防災訓練は、令和元年9月に入善町、朝日町、黒部市の、1市2町で実施。
- ・災害時における生活物資供給等の協力や応急対策業務に関する協定等を各種団体や企業と締結。

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策を商工会連合会の会報を利用して会員に周知を図る。
- ・富山県火災共済協同組合等と連携し、火災保険・地震保険への加入推進。
- ・商工会連合会の経営者休業補償制度、休業対応応援共済、福祉共済への加入促進。
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催と策定支援。
- ・新型コロナウイルス感染症対策についての飲食店用のポスターの作成と配布。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の警戒レベルステージ3には職員のリモートワーク実施。

- ・新型コロナウイルスに関する補助金、協力金申請の作成指導等。
- ・会議をリモートで実施。
- ・商工会にデジタル化とBCPの策定を推進するためにデジタルシフト委員会を設置。
- ・感染症対策として飛沫防止衝立やマスク、消毒液の備蓄を行った。
- ・会員事業所へ必要に応じて、飛沫防止衝立の貸出を行っている。

II 課題

- ・現状では、緊急時の取り組みや協力体制の重要性について、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- ・町の防災会議や除雪会議に会長が出席しているが、実務者レベルでの情報共有については当会と担当課ではされていない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良の方を出勤させないルール作り、感染拡大に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。
- ・小規模事業者にBCPについて尋ねると、策定していない事業所が大多数であり、入善町内での認定事業所は2事業所のみである。BCP策定の必要性を適切に周知できていないため啓発活動が不足している。
- ・当会職員がBCP策定支援に関わることが少ないことから、支援スキルの向上が課題である。また、資質向上の取り組みとともに、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社などとの連携が必要である。
- ・寄り回り波や雪害等、気象状況をもとに事前に発生確率が高い場合には情報発信が必要である。
- ・災害が発生しても、経営を持続的に維持するためには事業者へリスク認識が不可欠であることから、リスク分散やクラウド活用などを周知していくことが必要である。

III 目標

- ・地域内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を広報やHPで周知する。また、巡回時には自然災害リスクの説明を行う。
- ・災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と地区役員、入善町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・災害発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。地区役員との連絡を円滑に行えるよう、連携強化していく。
- ・当会職員がリスクマネジメント研修を受け、事業所へ説明できるように資質向上を行う。
- ・県外の被災商工会と情報交換を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間
(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容
当会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当町の地域防災計画や県の「新型コロナウイルス感染拡大にかかる富山県対策指針」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に、速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業に対する災害リスクの周知

- ・職員向けセミナーを行い、巡回時に自然災害リスクや影響を説明していく。
- ・職員や地区の代表者、委員会メンバーなどによるチームを組織する。
- ・巡回時において当町の各種ハザードマップ(洪水・土砂災害・津波)などを用いて、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。

事業者の被害・リスクの周知

	地震	洪水	寄り回り波	雪害	感染症
設備	① 電力の喪失による、機会設備の稼働停止 ② 設備自体の破壊	地震同様の被害の他、設備の流出や水没による機械設備の破損	地震、洪水の被害の他に塩害による機械設備の破損	電力の喪失や建屋等の倒壊など	—
人	状況によって出勤できない社員が発生	状況によって出勤できない社員が発生	状況によって出勤できない社員が発生	状況によって出勤できない社員が発生	感染者の発生により、社員一部が自宅待機となる。
資金	設備、運転資金が必要なる	設備、運転資金が必要なる	設備、運転資金が必要なる	設備、運転資金が必要なる	設備、運転資金が必要なる
情報	インフラの破損により情報受発信ができなくなる。	インフラの破損により情報受発信ができなくなる。	インフラの破損により情報受発信ができなくなる。	インフラの破損により情報受発信ができなくなる。	専門的な知識ないことによる誤った経営方針となる

以上の他にも被害等は想定されるため、事前の情報収集を強化する。

- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概

要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家(県診断士協会、中小企業基盤整備機構、損害保険会社等)を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があるとともに、感染状況も日々変化することから、事業者には常に最新の正しい情報を県や厚生労働省より入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定の備蓄、事務所内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会では、令和4年度中に富山県商工会連合会と連携して事業継続計画を作成予定である。

3) 関係団体等との連携

- ・全国連と連携協定を結ぶ東京海上日動に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償等)の紹介等も実施する。
- ・県外の被災商工会との連携。

4) フォローアップ

- ・巡回・面談時に、事業者BCP策定状況の把握及び事業遂行のフォローに努める。
- ・入善町事業継続力強化支援協議会(仮称)(構成員:当会、当町キラキラ商工観光課、総務課金融機関等)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・当会地区役員と連携しながら、進捗状況について確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、入善町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。
- ・町の防災訓練等に参画していく。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることから、下記手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関(県連、入善町、富山県)へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後速やか(目標:1時間以内)に、事務局長等が当会が作成している連絡網を活用し職員の安否確認を行う。
安否確認の際には、携帯電話等を活用し、(1)本人・家族の被災状況、(2)大まかな被害状況(近隣の家屋被害や道路状況等)、(3)出勤できる状態か否か等について、できるだけ情報を収集する。また、発災後3時間以内には、当町と当会間で、安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。
- ・当会が所有する設備の被害状況を確認する。
- ・県内・町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗

い・うがい等の徹底を行う。

- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、厚生労働省や県、町から情報を入手し、HP等を通じて事業者に周知する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や損害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況等の場合は、出勤をせず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・当会では、早急に緊急事態対策本部(本部長：商工会長)を設置し、応急対策業務の役割分担を決め、各地区代表者と事務局で被害状況等の集約、関係機関との連絡調整等を行う。

○被害規模の目安(判断基準)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の全壊・半壊」等、被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

当町と当会間では、下記表を目安として被害情報等を共有する。(情報の共有回数等については、状況に応じて変更していくこととする。)

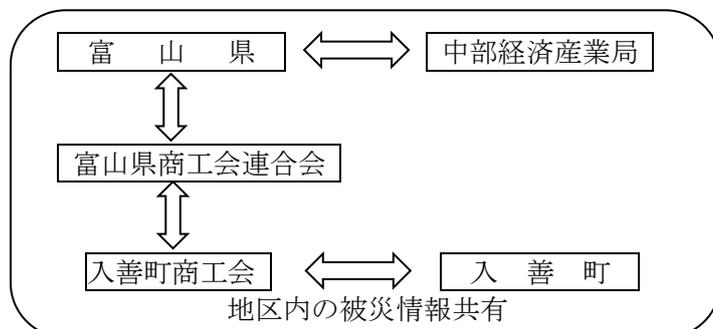
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月以内	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

感染症発生時には、国、県、町から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務や在宅勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内中小企業・小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・当町や損害保険会社へ被害情報を提供する。
- ・当会と当町が共有した情報については、県の指定する方法により、当会より県連を通じて県へ報告する。

[連絡体制図]



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法（場所、人員体制等）については、必要に応じて被災場所に出向いて設置するため、当町と相談して決める。
- ・当会は、国の依頼を受けた場合、特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所にて設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・町等の施策)について、広報誌やHP等で小規模事業者等に周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者等を対象とした支援や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

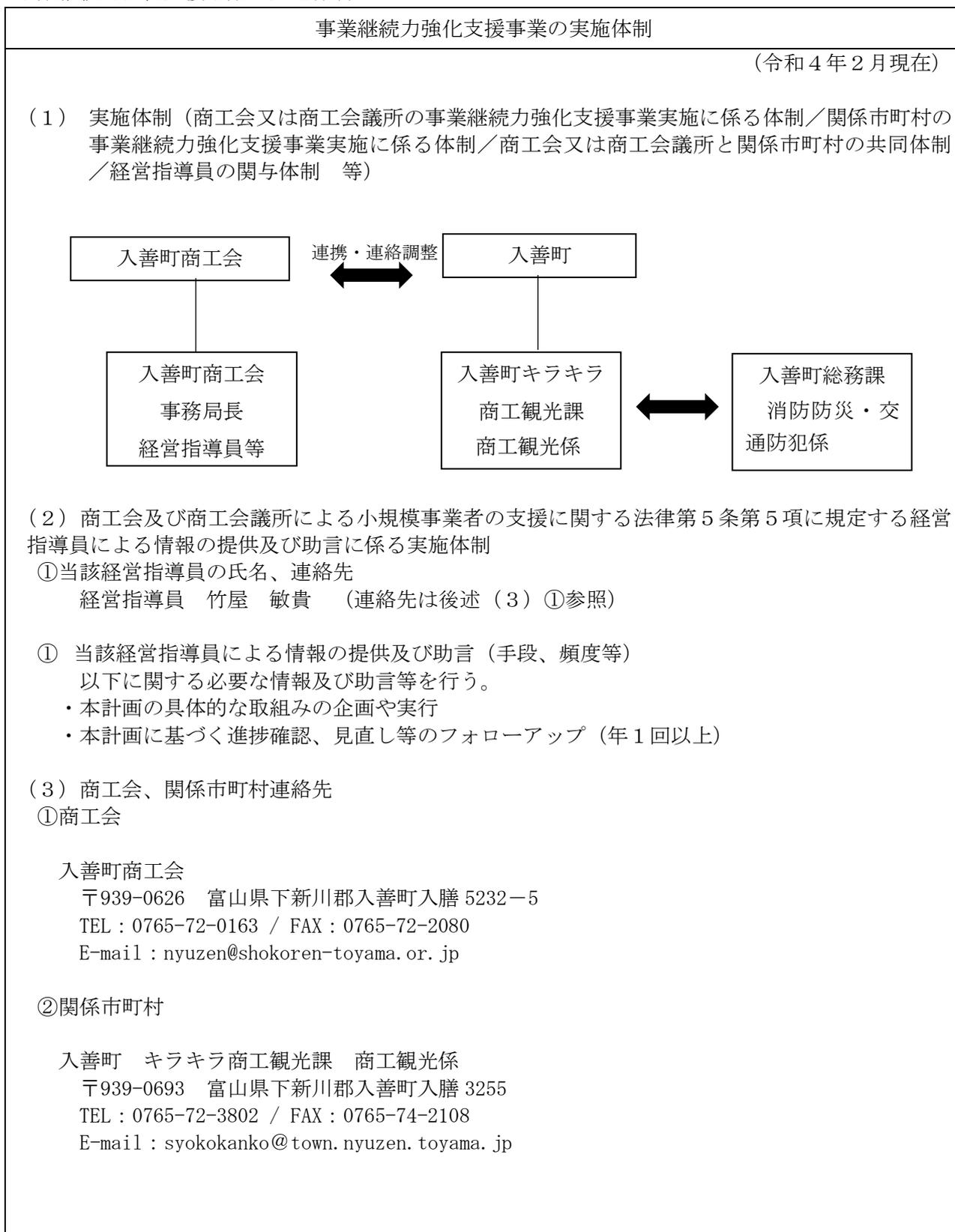
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災した小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・国の支援策などが決定すれば、速やかに事業者を支援していく。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部 地域産業支援課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

TEL : 076-444-3251 / FAX : 076-444-4403

E-mail : achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※報告にあたっては、収集情報の取りまとめが容易な電子メールを第一に利用する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに県（地域産業支援課）へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	550	550	550	550	550
1. 専門家派遣費 ・ 個社支援・専門家謝金	200	200	200	200	200
2. セミナー開催費 ・ 事業者BCP策定セミナー ・ 保険等加入促進セミナー	200	200	200	200	200
3. パンフ、チラシ作成費 ・ ポスター・チラシ印刷	100	100	100	100	100
4. 防災、感染症対策費 ・ 医薬品、防災グッズ備蓄	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、入善町補助金、県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

